

## 所沢市 PR 動画コンテスト募集要項

所沢市広報課が実施する「所沢市 PR 動画コンテスト」に応募する方は、本募集要項を熟読し、同意のうえ応募してください。

### 1 目的

東京から30キロ圏内に位置し、都市機能と豊かな自然が見事に融合する所沢市。航空発祥の地として知られているなど、所沢市にはさまざまな魅力や可能性があふれています。

本動画コンテストはシティプロモーション推進事業の一環として、市民等がそれぞれの目線で発見した所沢市の魅力を市内外の方々に知ってもらうことを目的として開催します。

### 2 応募資格

プロ・アマ、年齢、居住地を問わず、どなたでも応募できます。

ただし、応募者が未成年の場合は別添の同意書の提出をお願いします。

### 3 募集テーマ

「伝えたい、私が好きなトコロ。」

「好きなトコロ」というのは、場所だけではありません。人・景色・文化・思い出・何気ない日常…など、あなたが「好き」だと思う所沢市の魅力を、あなたの目線を通して動画で表現してください。

あなたの「好き」が誰かの「好き」になり、みんなが「所沢市のことをもっと好きになる」そんな動画を募集します。

### 4 動画の仕様

#### (1) ショート動画部門

- ①時間：1分以内
- ②形式：MP4またはMOV
- ③解像度：縦長1920×1080
- ④アスペクト比：縦長9：16
- ⑤動画の向き：縦

#### (2) 一般動画部門

- ①時間：2分～5分
- ②形式：MP4またはMOV

- ③解像度：横長1080×1920
- ④アスペクト比：横長16：9
- ⑤動画の向き：横（推奨）

## 5 応募方法

①公式インスタグラムアカウント（【公式】所沢市広報課（tokoro.zawa\_pr））のフォロー、指定ハッシュタグ・メンションを記載し応募（投稿時のキャプション（テキスト部分）に、本動画コンテスト指定のハッシュタグと公式アカウントへのメンションを行う）

②所沢市ファイル便サービスから応募

③YouTube に限定公開し応募

※②③の場合は、併せて所沢市電子申請・届出サービス（応募フォーム）から申請してください。

※①③の場合は、最終選考に選ばれた場合、改めて動画データの提出をお願いします。

## 6 注意事項

- (1) 本人が作成した動画に限ります。
- (2) 実写の場合は、市内または市が関係するイベント（市外含む）で撮影されたものに限ります。
- (3) 音が入らない場合や、応募した動画が採用されない場合があります。
- (4) 入賞作品は、作成者の氏名またはニックネームを公表します。
- (5) 動画の著作権、肖像権等については撮影者で許可を取得してください。
- (6) 動画撮影及び応募等に要する費用はすべて応募者の負担とします。
- (7) 応募内容や応募作品に関して虚偽や違反行為があり入賞を取り消された場合、応募者に賞金や副賞に相当する金額の返還を求めるものとします。
- (8) 応募作品について、主催者から電話やメール、ダイレクトメッセージ等で問い合わせる場合があります。連絡が取れない場合や主催者の指定する期限までに返信がない場合は、応募を無効とする場合があります。
- (9) 各部門一人一作品のみ応募可能です。

## 7 生成 AI の利用

- (1) 本動画コンテストでは、生成 AI を用いた作品の応募が可能です。
- (2) 生成 AI を使用した場合、応募者は応募時にその旨を明記しなければなりません。
- (3) 生成 AI の使用にあたっては、実在の所沢市の風景、文化、歴史、施設等について、事実と著しく異なる、または誤認を招く表現を行ってはなりません。
- (4) 生成 AI の使用に関連して生じた著作権その他の権利関係の問題について

は、応募者の責任において解決するものとします。

## 8 募集期間

令和8年8月3日（月）から10月30日（金）

## 9 著作権

応募作品の著作権は応募者に帰属します。ただし、市が認めた団体、報道機関等は応募者の許諾を要することなく、応募作品を無償かつ無期限で、ホームページ、SNS、YouTube等動画投稿サイトにおける配信、またはイベントにおけるPR等に利用できるものとします。

## 10 応募できない動画

- (1) 応募者のオリジナル動画ではないもの
  - (2) 他のコンテスト等にすでに応募しているもの
  - (3) 虚偽の情報を含むもの
  - (4) 国及び地方公共団体の法令、条例・規則に違反するもの。または違反するおそれのあるもの
  - (5) 公序良俗に反するものや反するおそれのあるもの
  - (6) 批判的な言葉や文字を使用したもの
  - (7) 政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝または勧誘を意図するもの
  - (8) 個人または企業の宣伝に関するもの（企業名、店舗名が明らかにわかるもの等）
  - (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が制作したもの、暴力団員が出演しているもの、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威圧若しくは暴力団員を利用している者または暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者が制作したもの
- (10) その他所沢市ホームページ等に掲載する動画として妥当でないと市長が認めるもの

## 11 免責事項

- (1) 応募作品に含まれる情報に関して問題が生じた場合等、第三者からの権利侵害、損害賠償などの苦情・異議申し立てなどがあつた場合、所沢市は一切責任を負わないものとし、応募者が費用負担等を含め全て対処することに同意したものとみなします。
- (2) 制作者が掲載・不掲載・掲載中止に伴う損害・損失を被つた場合は、所沢市は一切の責任を負わないものとします。

【問合せ・提出先】

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所 経営企画部 広報課

電話 04-2998-9024 E-mail: a9024@city.tokorozawa.lg.jp